

# 日医FAX ニュース



日医FAXニュース  
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

## ■ 「運動・健康施策に関する提言書」手交

— 横倉会長 —

横倉義武会長は6月11日、長島公之常任理事と共にスポーツ庁を訪問し、鈴木大地スポーツ庁長官に「運動・健康施策に関する提言書」を手交した。

提言書は、過去3期にわたる会内の健康スポーツ医学委員会（今期から名称を運動・健康スポーツ医学委員会に変更）の答申を基に作成したもので、健康スポーツ医、かかりつけ医等の医療の専門家が関わった、効果的かつ安全・安心な運動・スポーツの習慣化を広げるためとして、「全世代の国民がライフステージに合わせた運動・スポーツ習慣を確立するための施策を推進する」など6つの事項の実施を求めたものとなっている。

当日は、横倉会長が提言書の全文を読み上げた後、長島常任理事が提言書を取りまとめた経緯や具体的な内容を説明。「喜びが病気の予防につながるものは、運動・スポーツしなく、スポーツ庁、厚生労働省、日医がタッグを組んで、国民に運動・スポーツを推奨していくことが大事になる」として、協力を

求めた。

また、同常任理事は、各スポーツ競技における熱中症や感染症の対策についても言及し、各競技によって対策も異なることから、スポーツ庁が中心となって、主な競技ごとに、熱中症・感染症マニュアルを整備することを要望。これらの要望に対して、鈴木長官は「日医において運動による健康増進や健康寿命を延伸するための方策を取りまとめてもらったことはありがたい」と述べるなど、一定の理解を示した。

その後の会談では、新型コロナウイルス感染症の国民生活への影響についても話題となった。横倉会長は、家に居ることが長くなることで運動不足が起きていることに懸念を示すとともに、「自己免疫力を高めるためにも、運動は大事な要素になる」として、運動の大切さを改めて強調。鈴木長官も、スポーツ庁としても、「WITHコロナ AFTERコロナ」におけるスポーツの役割をしっかりと国民に伝えていく考えを示した。

運動処方を広めるための方策について尋ねられた長島常任理事は、「一人ひとりに合った運動処方が求められており、医師に運動処方箋を書いてもらうためには、診療報酬上の評価や医療費控除の拡大など、さまざまな評価が必要になる」とした。

また、最後に、鈴木長官から「日医と連携協力し、国民の誰もが安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを行うことが生活の一部となる『Sport in Life』を通じて、幸せな人生を過ごせる社会をつくっていきたい」として、協力を求められたことに対して、横倉会長は「日医としてもぜひ、お願いしたい。国民の

働き方が変わる中で空いた時間に適切な運動をしてもらえるよう、日医でも取り組みを進めていきたい」と応じ、今後も両者が協力して、運動・スポーツを進めていくことで合意がなされた。 【「日医君」だより】

## ■ 医療従事者慰労金、支給要件通知へ

— 「10日以上勤務」など —  
厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に対応した医療従事者などに交付する慰労金について、支給要件等を整理した運用通知などを発出する見通しだ。都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に支給する要件として、その都道府県で「新型コロナ患者1例目発生日または受け入れ日」のいずれか早い日から6月30日までの間に「10日以上勤務」を設定する方向だ。11日に開かれた公明党・厚生労働部会（高木美智代部会長）で慰労金交付事業の概要を報告した。

### ● 1日当たり勤務時間は問わず

厚生省の説明によると、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業では、各都道府県での新型コロナ患者1例目発生日または受け入れ日のいずれか早い日から6月30日までの間に10日以上勤務を要件とする。受け入れ日には新型コロナに関連したチャーター便やクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号からの患者を受け入れた日も含める。10日以上勤務の解釈では、1日当たりの勤務時間は問わないほか、複数事業所で勤務した場合は合算して計算する。

こうした要件を満たし、都道府県から役割

を設定された医療機関等（重点医療機関、新型コロナ患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等）のうち、実際に新型コロナ患者への診療を行った医療機関に従事している場合は20万円を給付し、それ以外の医療機関は10万円を支給する。そのほかの病院や診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員には5万円を支給する。

高木部会長によると、部会では出席者から「例えば、PCRセンターで1日、診療所で9日従事した場合はどうなるのか」「PCRセンターにその日患者が来なかった場合はどうか」など詳細な質問が出た。これに対し厚労省は、現在、慰労金交付事業の実施要項を検討しており、15日の週にも運用通知等を出す方向で調整していると回答した。

【メディファクス】

## ■ 概算前払い、「今のところ1回限り」

— 加藤厚労相、参院予算委 —  
加藤勝信厚生労働相は6月11日の参院予算委員会で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した保険医療機関などに対する5月診療分の診療報酬等の概算前払いについて、「今のところ、1回限りと考えている」と述べた。増子輝彦氏（国民民主）への答弁。

増子氏は概算前払いについて「1回限りか」と質問した。加藤厚労相は、通常7月に支払われる5月診療分の診療報酬等の一部を6月に受け取ることができるとの仕組みを説明。その上で「いわば前払い、一種の融資的な形

でお支払いする。今のところ、1回限りと考えている」と回答した。【メディファクス】

## ■ コロナ退院基準、「10日」に期間短縮

— 厚労省、12日付で —

厚生労働省は6月12日、新型コロナウイルス感染症の有症状感染者と無症状感染者の退院基準を同日付で改定したと発表した。世界保健機関(WHO)や米疾病対策センター(CDC)などの最新の知見を参考にした対応で、有症状感染者では退院基準の条件の一つとしていた「発症日から14日間経過」を「発症日から10日間経過」に短縮する。

無症状感染者では、退院までの経過期間の起算日を従来の「発症日」から、陽性確定の「検体採取日」に変更。その上で従来の「発症日から14日間経過した場合に、退院可能とする」としていた条件を、「検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とする」に変更した。さらに新たな基準として「検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能とする」を追加する。重度免疫不全患者など特別の事情がある場合は、感染症科医との相談も考慮することとした。

宿泊療養などの解除基準も改定し、今回の退院基準の改定内容を適用した。

【メディファクス】

## ■ 「半径1メートル、15分以上」で通知

— 接触確認アプリ、今週リリース —

厚生労働省は6月12日、新型コロナウイルス

感染症の拡大防止に向け開発している「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の概要とQ&Aを公表した。スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、互いに分からないようプライバシーを確保しながら、同感染症の陽性者と「半径1メートルで15分以上」接触した可能性がある通知を受けることができる。通知を受けた利用者は検査の受診など、保健所のサポートを早く受けることが可能。アプリのリリースは今週中を目指している。

アプリでは、陽性者でない人が登録をしないよう、PCR検査等の際に新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に登録した、電話番号のSMSかメールアドレス宛てに「処理番号」を通知する。検査で陽性が判明した本人が、陽性者であることについて登録を同意した場合に、アプリ画面で処理番号を登録する。

アプリをインストールした利用者は、登録した陽性者と、半径1メートルで15分以上接触した場合に通知を受ける。通知を受けた人は、自身の症状の有無や、身近な人に感染者・感染疑い者がいるかどうかなどを選択。一定の条件に当てはまると、帰国者・接触者外来などの速やかな予約・受診が案内される。

氏名、電話番号など個人が特定される情報は記録せず、位置情報も利用しない。近接に関する情報は14日経過後に自動で無効となる。アプリの利用で陽性者と接触した可能性が分かるため、利用者が増えるほど感染拡大の防止が期待される。厚労省の担当者は「政府として、使用割合の目標値はない」と話している。【メディファクス】